

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

－労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い－

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋徹之）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 株式会社角翔^{かくしょう}

（本店：福島県郡山市片平町字新蟻塚87番地の1 業種：解体業）

(2) 同社 専務取締役A（53歳 男性）

2 事件の概要

令和6年8月8日、福島県双葉郡双葉町の帰還困難区域内に所在する建築物の解体工事現場において、解体用つかみ機でつかんでいた鉄骨が株式会社角翔の労働者の右足に激突したことにより負傷し、4日以上 of 休業を要する労働災害が発生した。

本件労働災害について、本来は、災害発生現場を所轄する富岡労働基準監督署長に対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、同社専務取締役Aは、当該労働災害が福島県郡山市に所在する同社資材置場で発生したのとして、同社資材置場の所在地を所轄する郡山労働基準監督署長に対し、被災の場所及び災害発生状況等を偽った内容の労働者死傷病報告書を提出し、所轄の富岡労働基準監督署長に対し、遅滞なく同報告書を提出しなかった疑い。

3 罪名及び罰条（別紙「関係法令」参照）

労働安全衛生法違反

同法第100条（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

4 添付資料

別紙 関係法令

関係法令

労働安全衛生法（抄）

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3 ……（略）……

（罰則規定）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1～4 ……（略）……

5 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

6 ……（略）……

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

（労働者死傷病報告）

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 ……（略）……